郵送による療養費申請について

～治療用装具／補装具を作成した場合～

★下記の必要書類が揃っているか、ご自身でチェックをしてからお送りください。

□国民健康保険療養費支給申請書　※記入例があります。
　⇒□申請者欄、振込先は世帯主になっていますか？

□治療用装具を必要とする医師の証明書・意見書（原本）

□治療用装具を購入した際の領収書（原本）
　⇒□明細書が領収書と別にある場合は、**明細書も合わせてお送りください。**

□世帯主の身分証コピー
　※顔写真つき身分証の場合１点（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど）
　　顔写真なし身分証の場合２点（資格確認書または有効期限内の保険証、年金手帳、介護保険証、住民票など）

★不備・不足がある場合、書類を返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。

★注意事項

・領収日の翌日から２年が経過すると、申請できなくなりますのでご注意ください。
・ご申請から支給まで約３か月かかります。
・証明書、意見書の記載事項に不足があった場合、区より医療機関に書類の修正を依頼することがあります。書類の修正に時間がかかった場合、支給まで３か月以上かかります。その場合お電話でご連絡させていただきます。
・その他ご不明点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。

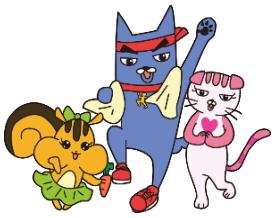

しんじゅく健康フレンズ

★申請先・問い合わせ先
〒１６０－８４８４
東京都新宿区歌舞伎町１丁目４番１号
新宿区　医療保険年金課　国保給付係
０３－５２７３－４１４９（直通）